

姫路市 地域づくりハンドブック

～地域活動の手引き～



目 次

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 地域における協働・連携の必要性と背景 | 2 |
| 地域におけるさまざまな団体 | 3 |
| • 主な地縁団体（自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会） | |
| • 地域で活動するその他の団体 | |
| • NPO・ボランティア | |
| • 教育機関 | |
| • 企業 | |
| 地域団体の協働・連携 | 8 |
| 協働・連携のメリット | 9 |
| 地域における協働・連携の進め方 | 10 |
| • 協働・連携の原則 | |
| • 協働・連携の下準備 | |
| 活動事例 | 12 |
| • 事例1 地域内の各種団体の協働事例 | |
| • 事例2 地域とNPOとの協働事例 | |
| • 事例3 地域と大学との協働事例 | |
| • 事例4 地域と企業との協働事例 | |
| • 事例5 地域と行政との協働事例(1) | |
| • 事例6 地域と行政との協働事例(2) | |
| 地域の実情に応じた協働・連携 | 15 |
| 行政の支援窓口 | 16 |

はじめに

本市では、市民活動や協働の推進についての基本的な考え方を整理し、その方針を示した「姫路市市民活動・協働推進指針」を平成19年3月に策定し、現在、この指針に基づき、平成23年3月に具体的な推進施策を定めた「第二次姫路市市民活動・協働推進事業計画」（以下、「第二次計画」）により事業を実施しています。また、平成25年12月には、住民等がまちづくりの主体となる都市の実現を図ることを目的に「姫路市まちづくりと自治の条例」を制定しています。

第二次計画では、市民活動の推進はもとより行政や市民活動を取り巻くさまざまな団体や人が、それぞれの役割や責任を担って協働を進め、成果を共有することができるよう、特に協働の推進に係る施策を重点としており、これまで平成24年度に作成した「協働事例集」をはじめ、平成25年度に作成した「協働のルールづくり」、そして、本ハンドブックを活用することなどにより、行政との協働や民間相互の協働を推進することとしています。

このハンドブックは、地域における協働の推進を図るため、自治会等の地縁団体をはじめとした地域団体の紹介や行政からの支援事業、また、地域で取り組んでいる民間相互の協働事業や、行政との協働事業の事例等を紹介しています。ぜひ参考にさせていただき、皆さんの地域にあった活動を進めていただくことを願っています。

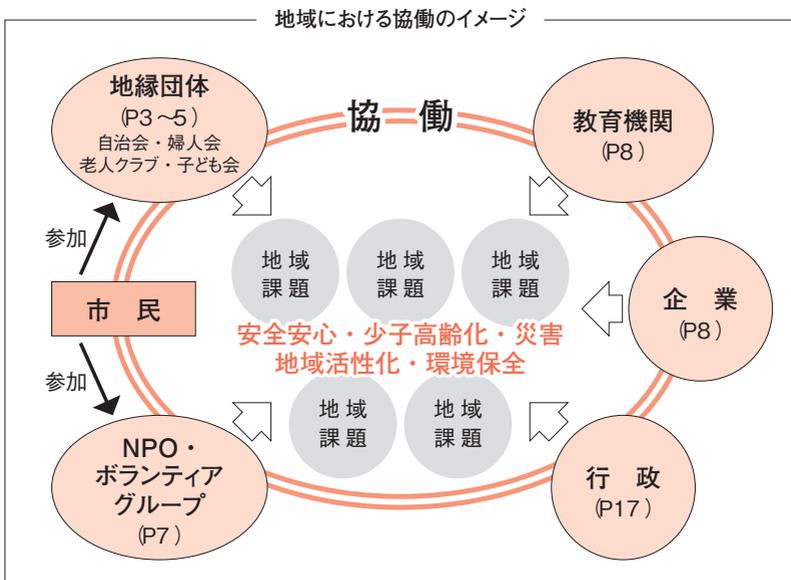
姫路市市民活動推進課

地域における協働・連携の必要性と背景

私たちの住む地域社会には、子どもや高齢者の安全・安心の確保や災害への対応、地域の活性化など、多くの課題（以下、「地域課題」）があります。これらの地域課題には、従来から自治会などの地縁団体が、地域内の住民と協力しながら解決にあたってきました。

近年、これらの地域課題が増大、多様化する中で、より安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた地縁団体の活動の重要性が再認識されていますが、一方で、社会構造の変化や価値観の多様化などが進んでおり、地縁団体への加入者の減少や役員の高齢化、担い手不足などの問題を抱えています。

そこで、地域課題の解決に向けた取り組みに対し、自治会などの地縁団体のほか、NPOやボランティア等の多様な市民活動団体、大学や各種学校等の教育機関、企業、行政などさまざまな団体が参加し、支援・協力していくことで、地域課題の解消を促進するとともに、さらに良好な地域社会の形成につながっていくことが期待されます。



地域におけるさまざまな団体

実際に地域における協働を進めるにあたっては、地域で活動する各団体の目的や特性を把握し、お互いにどのようなことができ、どのようなことができないのかを知っておくことが重要です。ここでは、各団体の主な目的や特性をご紹介します。

主な地縁団体

◆自治会

自治会は、地縁団体の中でも最も身近で、なじみ深い団体ではないでしょうか。地域によっては、町内会や区会とも呼ばれています。

主に、私たちが快適な日常生活を送るために必要な地域住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等のほか、高齢者の見守りや祭りなどの親睦行事の実施等の良好な地域社会の維持形成につながる活動を行っています。このように一部の人だけで行うことが難しかったり、また、なかなか効果があがらない活動について、地域をあげて取り組んでいくために結成されたのが、いわゆる自治会です。マンションなどでは、管理組合がこれを兼ねているところもあります。

また、行政と地域住民を結ぶ基礎的な組織として、広報誌の配布や回覧物の回付等のさまざまな行政サービスを姫路市と協働で担うなど、市政にとっても重要な役割を果たしています。

◆婦人会

婦人会は、地域に居住する女性によって結成された団体で、女性の教養を高め、地域に根ざした住民の自立と連帯を育む活動を行っています。

その活動は、生涯学習をはじめ、健康増進、リサイクル推進や環境美化のほか、日本赤十字社奉仕団員としての募金、人権や消費者問題に関する啓発事業など幅広い分野に及び、自治会同様、市政にとっても大きな役割を果たしています。

◆老人クラブ

老人クラブは、高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい長寿社会づくりに資することを目的としています。会員は概ね60歳以上で、日常的に声をかけ合い、歩いて集まることができる小地域の範囲で組織しています。

地域の清掃・美化活動や子育て支援活動、地域における見守り活動などの社会奉仕活動、教養講座や趣味活動などの教養文化活動、グラウンドゴルフや歩こう会などの健康増進活動などに取り組んでいます。

◆子ども会

子ども会は、会員（小学生）の健全な育成に寄与することを目的に、地域の子どもたち、保護者などによって結成された団体です。

遊びやスポーツを通して社会の一員として必要な知識や技能、態度を学び、地域の中で異なった年齢の子どもたちとふれあう中で、家庭や学校では得られない貴重な経験をし、身につけていくために地域で集団活動を行っています。



地域で活動するその他の団体

- PTA … 保護者や教師が協力して、家庭と学校と地域における児童生徒の幸福と健全な成長のため、研修会や意見交換会の開催、機関紙の発行などを行っています。
 - スポーツクラブ²¹ … 市民の身近なスポーツ活動の機会の充実に努めるとともに、スポーツ振興や地域社会の連帯、更には明るく豊かな生活の実現に寄与することを目的に、各種スポーツ活動を行っています。
 - 公園愛護会 … 公園周辺の自治会、老人クラブ、子ども会などが中心となって結成された団体で、公園の適切な管理及び周辺にお住まいの方々の公園に対する愛護思想の普及を図ることを目的に、公園の清掃等の活動を行っています。
 - 自主防災会 … 特定の地域の方々の地域的なつながりによって結成された団体で、自主防災組織の健全な育成及び地区連合自主防災会相互の連絡協調並びに親睦を図り、防火防災思想の普及啓発及び災害による被害の軽減に寄与することを目的に、防火防災活動などに取り組んでいます。
 - 民生委員・児童委員 … 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める活動を行っています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等の活動を行っています。
 - 公衆衛生委員 … 市民の健康の保持・増進に寄与することを目的に、市内の公衆衛生の向上に関する活動に取り組んでいます。
- その他、消防団や農区などの団体が地域のために活動しています。

NPO・ボランティア

NPOとボランティア団体は、いずれも何らかの形で社会貢献を行うことを目的としている点では一致しており、その上で一般的には、事業性があり社会的使命の実現を目指す組織がNPO、無償で自発性をもった人の集まりがボランティア団体であると考えられます。

NPO法人は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した非営利の団体であり、社会的使命を実現するための専門性を持ち、事業を行います。事業の収益は分配せず活動の継続に使うのが特長です。一方、ボランティア活動は、自らの意志で周囲と協力しながら、広く社会のために無償で行う活動のことです。

平成26年4月1日現在、姫路市では、355の団体がNPOやボランティア活動といった市民活動を行う団体として、市民活動・ボランティアサポートセンターに登録しています。また、145の団体が市内に主たる事務所を置くNPO法人として、所轄庁（兵庫県）によって認証されています。

なお、特定非営利活動とは、下表に該当する活動であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動と法律で定められています。

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 保健・医療又は福祉の増進を図る活動 | ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| ② 社会教育の推進を図る活動 | ⑬ 子どもの健全育成を図る活動 |
| ③ まちづくりの推進を図る活動 | ⑭ 情報化社会の発展を図る活動 |
| ④ 観光の振興を図る活動 | ⑮ 科学技術の振興を図る活動 |
| ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | ⑯ 経済活動の活性化を図る活動 |
| ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| ⑦ 環境の保全を図る活動 | ⑱ 消費者の保護を図る活動 |
| ⑧ 災害救援活動 | ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| ⑨ 地域安全活動 | ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |
| ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | |
| ⑪ 国際協力の活動 | |

教育機関

教育機関とは、「教育、学術及び文化に関する事業」又は「教育、学術及び文化と密接な関連がある事業」を行うことを主目的とする機関のことで、学校のほか、図書館、博物館、公民館や研究施設等も含まれます。

これらの教育機関は、地域と協働した社会貢献活動を行うことにより、社会的責任を果たすことができるとともに、教育機関としてのイメージアップにもつながります。

例えば、大学や各種専門学校等では、地域行事への学校施設の利用提供や学生グループの地域行事への参加のほか、専門的知識を活かした助言等を行うことなどがあげられます。

また、公民館では、各種公民館講座の受講生グループと地域との協働による文化祭や発表会等のイベントの開催などがあげられます。

企 業

企業とは、営利を目的として一定の計画に従って経済活動を行う経済主体であり、株式会社等の法人のほか、個人商店等も含まれます。

これらの企業は、地域と協働した社会貢献活動を行うことにより、社会的責任を果たすことができるとともに、企業としてのイメージアップにもつながることから、社員の士気向上につながります。

例えば、地域行事への所有地等の利用提供や社員によるボランティア活動のほか、地域行事への協賛・助成等の資金協力などがあげられます。

地域団体の協働・連携

一口に協働・連携といっても、様々な方法があります。例えば、地域イベントを地域内の各種団体で構成する実行委員会で開催することや、姫路市との契約により公園の清掃や除草業務を行うことなどが協働・連携の方法の事例にあげられます。ここでは、主として、地域で活用される協働・連携の方法をご説明します。

①共催・実行委員会（事例1、事例2） →P.12

複数の団体が協働で一つの事業を行う形態です。すべての団体が対等な立場で事業を行います。

（例：地域イベントの実行委員会）

②事業協力（事例3、事例4、事例5） →P.13～14

ある事業について、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う形態です。場合によっては、協定書等を締結する場合があります。

（例：地域団体と企業の共同プロジェクト）

③委託（事例6） →P.14

対等なパートナーとして、契約により一定の業務を引き受けることです。

（例：公園愛護会による公園内の清掃・除草の業務引受け）

④助成

一定の条件のもと、事業に係る経費の全部又は一部について資金援助することです。

（例：自治会から子ども会や消防団への助成）

協働・連携のメリット

地域において異なる団体同士が協働・連携することで、地域課題の解決の促進や地域活動の充実など様々なメリット（効果）が期待されます。ここでは、それぞれの団体が得られる主なメリット（効果）をご説明します。

◆地縁団体（自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会など）

自治会や婦人会などの地縁団体では、地域課題の解決の促進や地域活動の充実などのほか、人材面や資金面での充足が考えられ、いずれも地域の活性化につながっていきます。

◆NPO、ボランティア団体

NPOやボランティア団体では、社会的目的（使命）の効果的な実現や社会的信用の向上などのほか、活動が広がり参加者の増加などが考えられます。また、異なる団体と協働・連携することで、新たな課題解決策の発見やノウハウの蓄積が期待できます。

◆教育機関（大学など）

大学などの教育機関では、大学としての社会的信用の向上や研究成果の社会への還元、イメージアップなどが考えられるほか、学生ボランティアの参加促進、大学生の社会参加や自立にもつながります。

◆企 業

企業では、企業としての社会的責任を果たすとともに、企業にとっては、新たな産業やマーケットの創出をもたらすことにもなります。

地域における協働・連携の進め方

協働・連携の原則

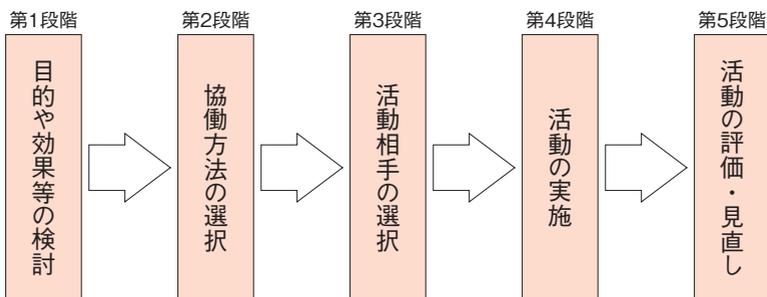
お互いの長所を活かした協働・連携の取り組みを行っていくためには、基本的な協働・連携の原則を共有しておきましょう。

- ①共通の目的を持ち、成果を共有しましょう。
- ②一緒に活動する対等なパートナーとしてお互いを尊重しましょう。
- ③お互いの違いをよく理解し、十分にコミュニケーションを重ねて、情報を共有し、役割や責任を分担しましょう。
- ④透明性の確保や説明責任の遂行も念頭において、活動に取り組みましょう。
- ⑤お互いに独立した団体ですので、自主性を大切にしましょう。

協働・連携の下準備

協働といっても、何をどこから始めればよいのか迷うことも多いと思います。ここでは、協働を始めるための下準備について簡潔にまとめていますので、参考にしてください。

■協働での活動の検討、実施過程



.....

第1段階 目的や効果等の検討

◎課題を抽出しよう

あなたの団体が感じている地域の課題を書いてみましょう

第2段階 協働方法の選択

◎未来を想像しよう

地域の課題が解決されたら、どんな地域になっているかを想像してみましょう
そして、それを実現するためには、どういう手法が取れるかも書いてみましょう

第3段階 活動相手の選択

◎関係者を探そう

その課題に係る関係団体や企業等の部署や担当者名を洗い出してみましょう

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |

第4段階 活動の実施

◎取り組みを考え、活動してみよう

課題と関係団体を見て、どんな取り組みができそうかアイデアをたくさん書き出してみましょう

第5段階 活動の評価・見直し

◎活動を振り返ろう

実際に取り組みを行った後は、必ず評価を行い、新たな課題の発見につなげましょう。

活動事例

事例1 地域内の各種団体の協働事例

(水上地区コミュニティ推進委員会の取り組み)

水上地区では、地域全体に関わる課題の解決を図ることを目的に、地域内の自治会や老人会、婦人会等の各種団体の代表者による水上地区コミュニティ推進委員会を組織しています。

この推進委員会は、地域課題に対する総合調整や情報の共有などの取り組みのほか、地域内の各種団体の協力のもと、「水上ふれあいフェスティバル」や「地域夢プラン事業」を開催しています。

水上ふれあいフェスティバル



地域夢プラン(歴史探訪ウォーキング)



事例2 地域とNPOとの協働事例

(網干地区・網干西地区とNPOによる協働の取り組み)

網干地区・網干西地区では、地域活性化を目的に、同地区内で活動するNPO法人あぼしまちコミュニケーションと協働で、様々な地域イベントや地域内の公共施設を活用したイベントを開催しています。

このNPO法人は、地域の公共施設の指定管理を受託しており、これらの施設を活用したイベントを開催することで、地域の活性化が期待できるほか、施設利用者数の増加も見込めます。また、地域イベントの企画・運営等にNPO法人が参画することにより、自治会事業での世代間交流や若い世代への事業の理解につながることが期待されます。

網干かき祭り



エコパークまつり



事例3 地域と大学との協働事例

(兵庫県立大学環境人間学部エコ・ヒューマン地域連携センター(略称EHC)の取り組み)

地域住民、市民団体、自治体、企業など、地域の多様なニーズを把握・共有しながら、大学の資源(知識・技術・人材)を生かした地域連携プロジェクトを実践することを目的に、兵庫県立大学環境人間学部(姫路市新在家本町)に、開設されたセンターです。

地域課題の解決や地域の新たな価値創造に関連した年間250件の相談に対応するとともに、年間約80のプロジェクトに学生や教員が地域と連携して取り組んでいます。

大学生の地域貢献活動を競うENACTUS国内大会



地域での活動



事例4 地域と企業との協働事例

(山之内地区と企業による協働の取り組み)

山之内地区では、地域活性化を目的に、同地区内に工場がある香寺ハーブガーデンと協働で、地域内の耕作放棄地を活用してハーブを育てる取り組みを進めています。

この取り組みは、地域活性化のほか、耕作放棄地の解消等にもつながることが期待されるもので、平成26年10月には、山之内地区連合自治会と香寺ハーブガーデン、兵庫県、姫路市の四者で協定を結び、本格的に事業を進めています。

カモミール収穫風景(1)



カモミール収穫風景(2)



.....

事例5 地域と行政との協働事例(1)

(ひめじ街路樹アダプト制度)

姫路市では、緑のある道、まちづくりを進めるため、地域・企業の皆さんと協働で「ひめじ街路樹アダプト制度」を実施しています。

アダプトとは、英語で「養子にする」という意味があり、この「ひめじ街路樹アダプト制度」とは、植樹帯を「養子」とみため、地域・企業の皆さんが里親になり、植樹帯を中心とした道路の維持管理を地域・企業の皆さんと姫路市が役割分担しながら協働で行うものです。

平成26年4月1日現在、40箇所で開催しています。

ひめじ街路樹アダプト制度(1)



ひめじ街路樹アダプト制度(2)



事例6 地域と行政との協働事例(2)

(公園清掃業務の委託)

姫路市では、地域の身近な公園がいつも気持ちよく利用できるようにするため、地元の自治会や子ども会などが中心となって組織された公園愛護会と協働で公園の維持管理を行っています。

この取り組みは、公園の清掃や除草などの維持管理を公園愛護会の皆さんと姫路市が役割分担しながら協働で行うものです。

平成26年4月1日現在、886団体が実施しています。

姫路市内の公園(1)



姫路市内の公園(2)



地域の実情に応じた協働・連携

協働や連携が進んでいる事例をご紹介しましたが、協働や連携の仕方は、地域によって様々な形があります。地域の実情にもよりますが、その地域で最も望ましい連携や協働の形に到達するには、一朝一夕ではいきません。各地域ではその現状に即して、話し合いや情報交換の場を作る、連携できるところから徐々に始めていく、というのが現実的なところではないでしょうか。

地縁団体とNPO、教育機関、企業の協働や連携は、突然その仕組みができてきあがるのではなく、それぞれの粘り強い地道な活動や話し合いの積み重ねと、協働のステップがひとつずつ進んでいくことで、ようやく辿り着くものです。その結果として、地域課題の解決や地域の活性化につながっていくことが期待されます。



行政の支援窓口

姫路市は、地域課題の解決に取り組む団体に対し、様々な支援を行っています。そのうちの主な支援窓口は次のとおりです。

| 支援内容 | 担当部署（市外局番 079） | |
|---|----------------|----------------------|
| 自治会 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯の設置や維持管理に係る助成 掲示板の設置に係る助成 有線放送設備の整備に係る助成 集会施設の整備に係る助成 | 市民活動推進課 | 221-2737 |
| <ul style="list-style-type: none"> チビッコ広場の整備に係る助成 地域緑化用樹木・草花・資材の配布 | 公園整備課 公園緑地課 | 221-2414 221-2412 |
| <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの設置に係る助成 | 危機管理室 | 221-2095 |
| 地区連合自治会 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 地域資源の保存伝承に係る助成 | 市民活動推進課 | 221-2737 |
| <ul style="list-style-type: none"> こども見守り隊事業に係る助成 | 危機管理室 | 221-2090 |
| <ul style="list-style-type: none"> 地域イベント活動に係る助成 | 市民活動推進課 | 221-2737 |
| <ul style="list-style-type: none"> 美化用具の配布 | 美化業務課 | 221-2500 |
| 婦人会 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 女性コミュニティ活動に係る助成 | 男女共同参画推進課 | 287-0803 |
| 単位老人クラブ | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ活動に係る助成 老人憩の家の整備に係る助成 | 生涯現役推進室 | 221-2986 |
| 校・地区老人クラブ | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 生涯現役地域活動に係る助成 ニュースポーツの普及に係る助成 | 生涯現役推進室 | 221-2986 |
| 自治会、婦人会、老人クラブ | | |
| <ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの派遣 | 市民活動推進課 | 221-2737 |
| 自治会、婦人会、老人クラブ、PTA、子ども会 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 古紙集団回収に係る助成 | リサイクル推進課 | 221-2406 |
| 地域団体（自治会、婦人会、老人クラブ等）、企業 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ひめじ街路樹アダプト制度 | 道路管理課 | 221-2421 |
| 公園愛護会 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 公園清掃業務の委託 | 公園緑地課 | 221-2413 |

【H28組織改正】

.....

姫路市では、参画や協働の推進、ボランティアやNPO活動の支援を行うために、次の相談窓口を設置しています。

市民活動推進課

市民活動推進課は、コミュニティ活動の活性化や市民活動への支援、パブリック・コメント制度の運用をはじめとする市民参画の推進のほか、市民の皆さんの声を市政に反映する広聴活動の充実などに取り組んでいます。

○市民活動推進課の主な事業

- コミュニティ活動の支援
- 市民参画や協働の推進
- 市政出前講座の運用
- 市民の声などの広聴活動
- パブリック・コメント制度の運用

所在地／〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所4階

開庁時間／午前8時35分～午後5時20分

閉庁日／土日祝日、年末年始(12/28～1/3)

電話番号／079-221-2737 FAX／079-221-2758

市民活動・ボランティアサポートセンター

市民活動・ボランティアサポートセンター（愛称：ひめじおん）は、ボランティアやNPO活動など市民活動を応援する施設です。ボランティアを始めたい、団体を作りたい、活動のPRをしたい、他の団体と連携・交流をしたいなど、さまざまな活動をサポートしています。

○市民活動・ボランティアサポートセンターの主な事業

- 市民活動に関する情報の提供（情報紙、ホームページなど）
- ネットワークづくり、協働のサポート
- 講座や研修会の開催
- 活動に関する相談
- 団体の活動支援
- 個人ボランティアの登録

所在地／〒670-0015 姫路市総社本町112番地 姫路市市民会館3階

利用時間／午前9時～午後7時

休館日／毎週月曜日、年末年始(12/28～1/3)、施設保守点検日(月1回)

電話番号／079-281-2660 FAX／079-281-2662



姫路市 地域づくりハンドブック

平成27年3月発行

編集・発行

姫路市 市民局 市民参画部 市民活動推進課

姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2737

FAX 079-221-2758